

企業型定拠出年金(DC)の加入資格喪失者が移換手続きをしないこと等により生じる自動移換は、2018年5月より、本人の申し出がなくとも、転職後のDCに移換できる取り扱いがスタートした。今後、企業型年金担当者はどのような対応をとればよいのか、解説していきたい。

## ■ 自動移換の現状と

### これまでとられてきた対策

自動移換とは、企業型DCの加入者が、転職等により加入者資格を喪失した際、加入資格喪失日(退職日の翌日)の属する月の翌月から起算して6カ月以内に移換の手続きを行わないと、その資産が現金化されて国民年金基金連合会に一時的に仮預かりされる状態を指す。

自動移換されると、自動移換手数料として4269円が徴収され、資産は現金で管理されるようになるため運用の指図を行えなくなり、無利息で保管される。管理手数料(月51円)は資産から控除され、その間は通算加入者等期間として扱われない。

連合会移換者(自動移換された方)の人数・資産はともに年々増加している。そのため、厚生労働省では、事業主および運営管理機関に対し、退職者に対する移換手続きの説明・勧奨を行うよう指導している。国民年金基金連合会でも、連合会移換者に対して、年1回送付する通知の中で、2017年1月から個人型定拠出年金(iDeCo)の加入範囲が拡大され、より多くの退職者が加入可能になっている旨等を周知している。

## ■ 企業型年金担当者にしてほしい自動移換対策とは

2018年5月から、上記に加え、定拠出年金法の改正により整備され

たDC間のポータビリティの規定の通り、以下の2つのケースにおいて一定の条件に合致した場合、本人の申し出がなくとも移換できる制度がスタートした。

①企業型年金の加入資格を喪失した日の属する月の翌月から6カ月を経過した際に、既に他の企業型年金または個人型年金の加入者等であることが確認できた場合

②企業型年金または個人型年金の加入者等となった際に、特定運営管理機関に連合会移換者として年金資産と記録があることが確認できた場合

しかし、上記ケースに該当した場合でも、本人の申し出による移換手続きが不要になったわけではなく、一定の条件が合致した場合に移換が

可能となる補助的な手段にすぎない。大前提として、本人の申し出による移換手続きの勧奨は今後とも重要である点に留意してほしい。

今回の改正により、過去に自動移換されている方で、現在は企業型年金または個人型年金の加入者でもある方について、一斉移換が進められている。これによって、既に連合会移換者となっている方への取り組みは一定のめどがつくことになる。今後は、新規に連合会移換者とならないよう未然に防止することが、自動移換対策において一層重要となる。

企業型年金担当者には、加入者のデメリットにならぬよう、引き続き退職者に対する個人型年金への加入や運用指図者となるよう説明・勧奨を行っていただくことが必要だ。DC

## 退職者の移換手続きの流れ

